

新 旧 対 照 表 (千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部改正)

改 正 前	改 正 後
第1条～第10条 (略) (認定又は許可の申請) 第11条 条例第8条第2項第2号に規定する規則で定める認定又は許可の申請は、次に掲げる申請とする。 (1) 建築基準法 第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5第1項若しくは第2項、第68条の5の6、第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項に規定する認定の申請 (2) 建築基準法 第44条第1項第2号若しくは第4号、第48条第1項から第7項まで若しくは第9項から第13項までの各項ただし書、第51条ただし書、第52条第10項若しくは第14項、第53条第4項若しくは第55条第3項第1号若しくは第2号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請 (3) ～ (5) (略) (報告書の受理) 第12条 市長は、条例第8条第1項に規定する報告書を受理したときは、<u>その旨を</u>当該報告書を提出した建築主に通知するものとする。 <u>2 前項の通知は、近隣説明等報告書の副本の受理通知欄に所要の記載をしたものにより行うものとする。</u> 第13条～第27条 (略) 附則 (略)	第1条～第10条 (略) (認定又は許可の申請) 第11条 条例第8条第2項第2号に規定する規則で定める認定又は許可の申請は、次に掲げる申請とする。 (1) 建築基準法<u>第43条第2項第1号</u>、第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5第1項若しくは第2項、第68条の5の6、第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項に規定する認定の申請 (2) 建築基準法<u>第43号第2項第2号</u>、第44条第1項第2号若しくは第4号、第48条第1項から第7項まで若しくは第9項から第13項までの各項ただし書、第51条ただし書、第52条第10項若しくは第14項、第53条第4項若しくは第6項第3号、第55条第3項第1号若しくは第2号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請 (3) ～ (5) (略) <u>(6) 千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例(令和4年千葉市条例第 号)第4条第3項の規定による許可の申請</u> (報告書の受理) 第12条 市長は、条例第8条第1項に規定する報告書を受理したときは、<u>報告書受理通知書(様式第3号の2)に報告書の副本を添えて</u>当該報告書を提出した建築主に通知するものとする。 (削る) 第13条～第27条 (略) 附則 (略)

新 旧 対 照 表 (千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部改正)

改正前

様式第1号～様式第2号（略）

様式第3号（正）（第1面）

正 本

正

（第1面）

近 隣 説 明 等 報 告 書

年 月 日

（あて先）千葉市長

建築主 住 所
氏 名

連絡先電話番号（ ）
電子メールアドレス @

千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

建築主の代理人	住 所		
	氏 名	連絡先電話番号（ ） 電子メールアドレス @	
設 計 者	住 所		
	氏 名	連絡先電話番号（ ） 電子メールアドレス @	
工 事 施 工 者	住 所		
	氏 名	連絡先電話番号（ ） 電子メールアドレス @	
建 築 物 の 名 称			
敷 地 の 地 名 地 番 千葉市 区			
標 識 設 置 年 月 日 年 月 日			
標 識 設 置 届 提 出 日 年 月 日			
近 隣 世 帯 数 世帯 申出による世帯数 世帯 合 計 世帯			
説 明 日 等 年 月 日～ 年 月 日			
報 告 事 項 第2面及び第3面に記載のとおり			
添 付 図 書	1 配置図	枚 6 その他市長が必要と認める図書 枚	
	2 各階平面図	枚	
	3 立面図4面	枚	
	4 2面以上の断面図	枚	
	5 平均地盤面の算定資料	枚	
※受付処理欄	※受理日	※受理番号	
		※建築主通知番号	

（注意） ※印のある欄は、記入しないで下さい。

改正後

様式第1号～様式2号（略）

様式第3号（第1面）

（正・副）

（第1面）

近 隣 説 明 等 報 告 書

年 月 日

（あて先）千葉市長

建築主 住 所
氏 名

連絡先電話番号（ ）
電子メールアドレス @

千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

建築主の代理人	住 所		
	氏 名	連絡先電話番号（ ） 電子メールアドレス @	
設 計 者	住 所		
	氏 名	連絡先電話番号（ ） 電子メールアドレス @	
工 事 施 工 者	住 所		
	氏 名	連絡先電話番号（ ） 電子メールアドレス @	
建 築 物 の 名 称			
敷 地 の 地 名 地 番 千葉市 区			
標 識 設 置 年 月 日 年 月 日			
標 識 設 置 届 提 出 日 年 月 日			
近 隣 世 帯 数 世帯 申出による世帯数 世帯 合 計 世帯			
説 明 日 等 年 月 日～ 年 月 日			
報 告 事 項 第2面及び第3面に記載のとおり			
添 付 図 書	1 配置図	枚 6 その他市長が必要と認める図書 枚	
	2 各階平面図	枚	
	3 立面図4面	枚	
	4 2面以上の断面図	枚	
	5 平均地盤面の算定資料	枚	
※受付処理欄	※受理日	※受理番号	
		※建築主通知番号	

（注意）
1 ※印のある欄は、記入しないで下さい。
2 この報告書は正・副各1通を提出してください。

様式第3号（正）（第2面）（略）

様式第3号（第3面）

（第3面）

近隣住民等への説明状況

番 号	近 隣 住 民 等 の 住 所 及 び 氏 名	種 別	近 隣 住 民 等 か ら の 意 見 ・ 要 望 内 容	近 隣 住 民 等 か ら の 意 見 要 望 に 対 す る 回 答 等	説 明 年 月 日	説 明 者 氏 名
建築主の所見						

（注意）
1 番号は付近状況図の付番と合わせて記入してください。
2 種別は、1 建築物の占有者（居住者等） 2 建築物の所有者 3 土地の所有者のいずれか該当する番号を記入してください。
3 建築主の所見欄には、当該建築計画に対する近隣住民の意見等を集約し、当該建築計画が近隣住民等の理解が得られているかどうか等について記載してください。

様式第3号（第2面）（略）

様式第3号（第3面）

（第3面）

近隣住民等への説明状況

番 号	近 隣 住 民 等 の 住 所 及 び 氏 名	種 別	近 隣 住 民 等 か ら の 意 見 ・ 要 望 内 容	近 隣 住 民 等 か ら の 意 見 要 望 に 対 す る 回 答 等	説 明 年 月 日	説 明 者 氏 名
建築主の所見						

（注意）
1 番号は付近状況図の付番と合わせて記入してください。
2 種別は、1 建築物の占有者（居住者等） 2 建築物の所有者 3 土地の所有者のいずれか該当する番号を記入してください。
3 建築主の所見欄には、当該建築計画に対する近隣住民の意見等を集約し、当該建築計画が近隣住民等の理解が得られているかどうか等について記載してください。

2

様式第3号（副）

副 本
副

（第1面）
近 隣 説 明 等 報 告 書
（受理した旨の通知書）

第 号
年 月 日

建築主 住 所
氏 名
（法人の場合は、名 様
称・代表者の氏名）
連絡先電話番号 （ ）
電子メールアドレス @
千葉市長

千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第8条第1項の規定により、
次のとおり報告します。

建築主の 代 理 人	住 所				
	氏 名	連絡先電話番号	()	電子メールアドレス	@
設 計 者	住 所				
	氏 名	連絡先電話番号	()	電子メールアドレス	@
工 事 施 工 者	住 所				
	氏 名	連絡先電話番号	()	電子メールアドレス	@
建 築 物 の 名 称					
敷地の地名地番		千葉市 区			
標識設置年月日		年 月 日			
標識設置届提出日		年 月 日			
近 隣 世 帯 数		世帯	申出による世帯数	世帯	合 計
説 明 日 等		年 月 日～ 年 月 日			
報 告 事 項		第2面及び第3面に記載のとおり			
添 付 図 書	1 配置図	枚	6	その他市長が必要と認める図書	枚
	2 各階平面図	枚			
	3 立面図4面	枚			
	4 2面以上の断面図	枚			
	5 平均地盤面の算定資料	枚			
※ 受 付 処 理 欄	※受理日	※受理番号			
		※建築主通知番号			

（注意） ※印のある欄は、記入しないで下さい。

（第2面）

テレビジョン放送の電波の受信障害の対策

1 テレビジョン放送 の電波の受信障害 の予測	
2 対 策 方 法	
3 共同受信施設等の 維持管理方法	

（削る。）

（削る。）

(第3面)

近隣住民等への説明状況

番号	近隣住民等の住所及び氏名	種別	近隣住民等からの意見・要望内容	近隣住民等からの意見要望に対する回答等	説明年月日	説明者氏名
建築主の所見 (注意) 1 番号は付近状況図の付番と合わせて記入してください。 2 種別は、1 建築物の占有者(居住者等) 2 建築物の所有者 3 土地の所有者のいずれか該当する番号を記入してください。 3 建築主の所見欄には、当該建築計画に対する近隣住民の意見等を集約し、当該建築計画が近隣住民等の理解が得られているかどうか等について記載してください。						

(新設)

(削る。)

様式第3号の2 (第12条)

第 号
年 月 日

報告書受理通知書

建築主 住所
氏 名 様

千葉市長 

千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第8条第1項に規定する報告書を受理したため、千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則第12条の規定により通知します。

標識設置届受付番号			
敷地の地名地番	千葉市 区		
建築物の名称			
建築物の用途			
標識設置届提出年月日	年 月 日	報告書提出年月日	年 月 日
報告事項	近隣説明等報告書の副本に記載のとおり。		

様式第4号～様式第16号 (略)

様式第4号～様式第16号 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

4